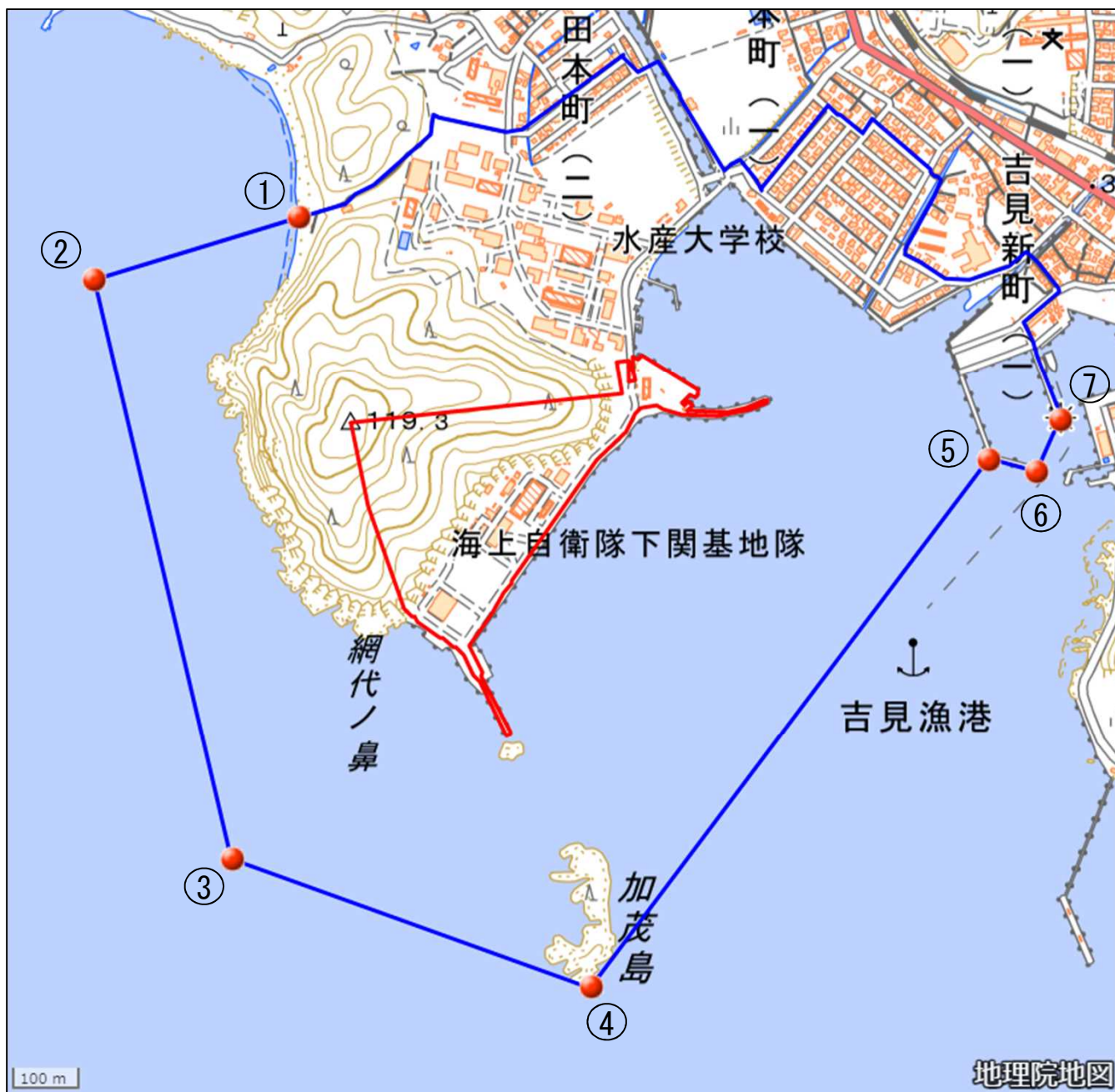


## 海上自衛隊下関基地隊

対象防衛関係施設の所在地	山口県下関市	永田本町四丁目八番一号
対象防衛関係施設の区域	山口県下関市	永田本町四丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	山口県下関市	永田本町二丁目及び四丁目、吉見新町一丁目及び二丁目、吉見本町一丁目並びに大字吉見下（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域	一 北緯三十四度四分十三秒、東経百三十度五十三分十九秒の点 二 北緯三十四度四分十秒、東経百三十度五十三分七秒の点 三 北緯三十四度三分四十二秒、東経百三十度五十三分十五秒の点 四 北緯三十四度三分三十六秒、東経百三十度五十三分三十六秒の点 五 北緯三十四度四分一秒、東経百三十度五十三分五十九秒の点 六 北緯三十四度四分一秒、東経百三十度五十四分二秒の点 七 北緯三十四度四分三秒、東経百三十度五十四分三秒の点
備考		
<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		

# 海上自衛隊下関基地隊周辺地域

(山口県下関市永田本町4丁目8番1号)



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しております。また、地図上に記載した区域を示す線はデータ作成上の誤差を含んでいます。そのため、区域の概略の位置を示す参考図として御利用ください。なお、対象施設の区域及び対象施設周辺地域に御不明な点がある場合には、対象施設の管理者にお問い合わせください。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域

